

平成30年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成30年2月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成30年2月15日 午後2時42分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

1. 今後の美濃金山城跡整備事業について
2. 子育て健康プラザについて
3. 地域生活支援事業について
4. 地域包括ケアシステムの進捗状況及び今後の対応等について
5. 国民健康保険特別会計について

その他

5. 出席委員 (6名)

委員長	伊藤 壽	委員	亀谷 光
委員	富田 牧子	委員	山田 喜弘
委員	天羽 良明	委員	出口 忠雄

6. 欠席委員 (1名)

副委員長 田原理香

7. 説明のため出席した者の職氏名

教育委員会事務局長	長瀬 治義	福祉部長	西田 清美
こども健康部長	井上 さよ子	文化財課長	川合 俊
福祉課長	大澤 勇雄	国保年金課長	高木 和博
高齢福祉課長	伊左次 敏宏	子育て支援課長	尾関 邦彦
健康増進課長	小栗 正好		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	服部 賢介	議会事務局書記	山口 紀子
---------	-------	---------	-------

○委員長（伊藤 壽君） ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も、挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

なお、今回は定例会会期前の委員会ということで、平成30年度可児市予算の概要から、新規事業を中心に5項目について、執行部から概要説明をしていただくことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、報告事項1. 今後の美濃金山城跡整備事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。お願いします。

○文化財課長（川合 俊君） 委員会資料1をごらんください。

今後の美濃金山城跡の整備事業について、資料に沿って御説明いたします。

最初に、美濃金山城跡の整備等に係る現在までの経緯についてです。

美濃金山城跡は、平成24年1月に可児市教育委員会から文部科学大臣に史跡指定の意見具申が行われ、6月の文化審議会の答申を経て、翌平成25年10月に国史跡に指定されました。それに至る調査の過程で、美濃金山城跡が石垣や瓦を使用した礎石建物などという織豊系城郭の特徴をよくとどめ、慶長6年、1601年の破城の状況とともに山城を考えていく上で重要な遺跡であるということが明らかとなりました。

市教育委員会では、本史跡の価値を保存・活用するに当たって、平成27年度に史跡美濃金山城跡保存活用計画を、その計画に基づき、平成28年度には今後の史跡の整備に当たっての基本方針などを定めた史跡美濃金山城跡整備基本構想を作成したところです。

今後の予定といたしましては、平成30年度に史跡の保存管理や活用を行うとともに、史跡の価値をより高めるための施設整備の方向性などを示すことを目的として有識者等で構成された史跡美濃金山城跡整備委員会や、文化庁、岐阜県の指導を受けて、史跡美濃金山城跡整備基本計画を策定する予定です。

この整備基本計画で定めることは、整備事業の全体計画、整備内容、事業スケジュールなどで、資料の裏面には、その整備基本計画の目次案を掲載させていただきました。

目次案は、文化庁が示しているガイドラインをベースに、美濃金山城跡の基本整備計画用に直したものです。

このほか、平成30年度の事業としては、主郭部分の発掘調査、遺構の保全や眺望確保のための樹木の伐採、山城講演会の開催などを予定しております。

今後の整備事業の実施に当たりましては、史跡内をゾーニング（地区区分）をして一定の範囲の調査を行い、整備事業を進めるための成果が得られれば次の区域を調査し、調査を終了した場所については、随時、基本設計を経て、実施設計、整備工事を進めていくこととなります。

全体調査、整備を終えるまでは整備基本計画に基づきながら進めていきますが、調査・研

究、整備の過程で問題・課題が明らかとなった場合には、計画を見直すこととします。

また、整備とともに史跡の管理などについては、地元自治会や関係団体等、特に城跡の整備やガイドを活動の中心としている地元団体と連携しながら、史跡の維持管理、運営体制の整備を進めていきたいと思ひます。

なお、市内にはこの美濃金山城跡を初めとして、幾つかの戦国時代の山城跡が残されています。戦国城跡巡り事業を行っている観光交流課と連携をとりながら、城跡の管理、整備に係る市民団体とも協働してこれらの城跡の整備を行っていきたくて思ひます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたくて思ひます。

質疑はございませぬか。

○委員（出口忠雄君） 報告ということでございませぬのであれですけど、今、美濃金山城のことについて御説明いただきましたけど、よくわかります。それで、せつかくここまでやれるんですから、将来的も含めて、お城そのものの復元ということは、検討とかいうのはされていませぬですか。

○文化財課長（川合 俊君） そういうところも含めまして、整備基本計画のほうで詰めていきたくて思ひます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑は。

○委員（富田牧子君） 金山城はこのようにきちんといろいろ計画ができるんですけど、ほかの城跡の、今何とかと山城の旗がいっぱい立っているんですけど、実際には行ってみたら途中で道がわからなくなっていたりとか、それから登ってみるところが非常に急で鎖は切れているとか、実際に全部行かれた市民から苦情が出ているんですね。

それで、こういうことでやっぱり観光ともタイアップしてやっていくということはいいんですけど、市民の安全ということをもっと重視していただいて、きちつと整備していただくということをぜひやっていただきたいと思ひます。

○文化財課長（川合 俊君） 今、そういう地元の団体というか、そういうのがあるものが金山のほかに久々利と今にございませぬ。それらの地区につきましては、ある程度整備が進んでおりますけれども、それ以外につきましてはこれからのことになって、まだ十分ではございませぬ、おっしゃるとおり。

ですので、そういうのも含めましてまたいろいろと考えたいというふうには思ひますけれども。以上です。

○委員（亀谷 光君） 課長、さっき久々利など3城以外のところを考えていくというのほどんなふうには。例えばあと6つありますよね。それらをどんなふうには、市民との関係はこしらえていけますか。

例えば室原城、大森、それからもちろん土田城なんていうのは大変なところで、あそこは結構見える人があるんですけど、ああいったものをしていくのに市民と協働のまちづ

くりだというテーマだけれども、具体的にはどういうふうに仕向けられていかれる予定ですか。

○教育委員会事務局長（長瀬治義君） 管理とか整備ということについては、市民と協働して行う日常的な管理、先ほど言われました登り口が危険だとか、そういうところの小規模な人海でできるような整備、それから今、美濃金山城跡でつくっている計画にあるような割としっかりした大きなお金を使うことが予想される計画、整備、そういうのがあると思います。

今言われたそのほかのお城につきましては、課長が申しあげましたように、地元団体が育成できるのかどうか、あるいは可児市全体としてそういう育成ができるのかどうか、まず一つそれがあると思います。

それから、地権者の問題がもちろんございます。地権者の了解のもとに立ち入りをお許しいただく、そういったところで限られた範囲の立ち入りのオーケーを広くPRする、その他の土地は入らないとか、あるいはここは城はあるんだけど、ちょっと事情によって公開できていないとか、そういうところもやっぱりしっかりお示ししていかないと、先ほど富田委員が言われたように、行ってもわからない、あるいは危険だ、そういうことが起こってきますので、観光交流課のほうともしっかりその辺のところは話し合っただけで進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、終了といたします。

次に、報告事項2. 子育て健康プラザについてを議題といたします。

初めに、工期の変更について執行部の説明を求めます。お願いします。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） よろしくお願ひいたします。

これにつきましては資料等がございませんけれども、子育て健康プラザにつきましては平成28年9月から本年2月28日までの17カ月余りを工期としておりましたが、これを3週間延長させていただき、3月22日までとさせていただくものでございます。

変更の理由ですけれども、関係部署や民間の運営事業者との調整事項が数多くあったこと、加えまして、年度末に工事が集中することによる慢性的な人手不足から、要求している品質等の確保のため、変更をさせていただくものです。

なお、これに伴います経費の変更であるとか、現在予定をしております開館予定日5月6日、こういったものに影響はございません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して、質疑のある方はお願ひいたします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

では、質疑もないようですので、この件については終わらせていただきます。

次に、子育て健康プラザの運営及び駐車場運用の詳細について執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） それでは、委員会資料の2のほうでございます。

わかりやすいように別表で配置図を、フロアガイドですけれども、用意しておりますので、これを見ていただきながらお願いをしたいというふうに思います。

まず、ロゴデザインということで、初めにmanoと中央児童センターにこっとにつきましてはこのような文字のロゴを作成しまして、施設はもちろんですけれども、今後、印刷物等でPRをしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、まず西棟の1階でございますけれども、こちらにつきましてはカフェレストランがございます。名称のほうを事業者のほうで定めまして、iMaKoYaという名前をつけております。これは「居間」という言葉と「小屋」を合わせた造語ということでございます。

ここににつきましては、客席数が60席ということで、そのうち12席は小上がりということで、靴を脱いで、ちゃぶ台のようなもので小さなお子さんもゆったりと食事をとれるような形になっております。

また、食事につきましては和食を基本としておられまして、地産地消といいますか、地域の食材を使ったメニューの開発を現在進めてみえるということをお願いしております。

下にちょっとまたロゴがありますけど、これもそのレストランのロゴということで、これは事業者が考えられたものでございます。

それから、次にmanoショップ。ショップということで今までお示ししてきましたけれども、その横に9時から18時という時間が書いております。特に定めのないものについては施設の開館時間は午前8時半から午後9時までということですが、場所、場所によって開いている時間が違いますので、そういったものについては横に時間を掲載させていただいております。これにつきましては、市内の観光情報の発信であったりとか、特産品、来館者向けの商品などの展示や販売ということでございます。

また、施設入り口正面になりますので、施設全体のインフォメーション、総合案内の機能も併設しております。総合案内につきましては市の直営としまして、ショップ全体の企画・運営につきましては、可児市の観光協会が運営をするということにしております。

それから、みんなの書齋。ブックカフェと今まで呼んでおりましたけれども、みんなの書齋という名称にしておりますけれども、吹き抜けの下にある明るいきりびんぐのような場所ということで、書籍や雑誌を自由に見ていただくという場所になります。

県産材の補助を受けまして、県産材を使用したソファや椅子を設置ということで、20席を予定しております。書籍につきましては約500冊ということで、新たに新規購入いたしまして設置をする予定にしております。

続きまして、2ページ目、中央児童センターにこっとでございます。

こちらにつきましても、これまでも御説明しておりますように、特に広い遊戯室を備えているということが特徴でございます、軽スポーツができるように天井の高さを少し高目に、7メートルほどですけれども、確保しております。時間帯によりまして、午前中は乳幼児等や、午後は小学生を中心に、夕方以降は夜9時までということでございますので、高校生の利用を想定しているところでございます。

読書室につきましては、書籍数で約900冊を、これも新規購入ということで予定をしているところでございます。

続きまして、クッキングスタジオということで、ここは貸し館にも対応するところですが、食に関する情報発信と体験の機会提供を中心としまして、市民の交流をしていただくような場ということでございます。ショップ側に向けましてガラス窓をあけてありますので、通常の調理室とは違いまして開放的な調理室、外からも調理している様子がよく見えるというようなところでございます。中には調理台、講師用を含めまして6台設置しまして、20から25人ぐらいが利用できるということでございます。

特徴としまして、シンクと調理台を別にするというので、調理台で食事をつくったものを食べるというときに食べやすいというような形にしております。

こちらにつきましては、市が直営する部分と、一部民間事業者に業務委託をするということで、民間事業者の専門職を、管理栄養士とかそういった専門の方の人材を活用したりとか、これまでやってきませんでしたけれども、夜間であるとか休日の事業実施が可能になるということで、関心の低かった世代の参加を見込んでいるということでございます。

健康スタジオにつきましても、同じく貸し館対応ということでございまして、健康のための運動に関する情報発信、体験の場の提供ということでございます。これも同じように一部民間に業務委託しておりますので、同様に民間のノウハウを生かした時間設定で活動を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページでございます。

西棟の2階のほうに入ります。

まず市民支援室ということで、図面上ではピンクに塗ってある部分ですが、ここは午前8時半から午後7時までということでございます。子育て支援や健康づくりにかかわるボランティア、市民団体の活動拠点ということ、それから駐車場から来ました廊下の最初の部分になりますので、ここでもインフォメーションといえますか、そういう案内の機能も担っていただくことにしております。

市役所の相談窓口にはなかなか行きづらいというような方が気軽に訪れて相談していただけるような場、そういった情報提供を行っていただくという利用者支援事業というものがございまして、これは国・県の補助金を活用して運営するわけですが、そういったものも取り組んでいきたいというふうに思っております。

こちらについては、可児市のNPO協会に委託をするということでございます。

それから、2階では一番広い部分になりますけれども、事務所ということで市のこども健康部の中でこども課、健康増進課、子育て支援課、常勤・非常勤を含めまして最大で85人ほどの職員が働く場ということになりまして、子育て支援の行政の拠点ということで、いろんな専門職も今までちょっと離れた場所におりましたけれども、同じ場所で連携して仕事をするというごさいます。

それから、隣接しまして家庭相談、いじめ相談などの発達相談、そういったものを行う専用の、今までは部屋を兼用しておりましたけれども、専用の相談室を大小5室完備をしております。

それから、あと研修会議室ということで、これは貸し館で行います通常の研修の会議室ということごさいます。

それから、事務所の前にはラウンジということごさいます、多目的なスペース、ちょうどこの位置でいきますとトイレの左横になりますけれども、入り口はトイレは反対ですのでトイレの入り口前ではごさいませんけれども、ここで学生さんの自習するスペースだとかいった場ということ、ここでも県産材を使用したテーブル・椅子を設置で、24席ほど用意をしております。

そして、西棟、最後3階につきましては全て保健センターということで、現在の保健センターの機能を移転ということ、それからまた利用者支援事業という相談であるとか、そうしたことをする、その母子保健型というものがありますけれども、そういった支援も新たに取り組む予定にしております。

次に、4ページ目になります。

東棟、最上階になりますけれども、3階に子育てサロン絆る〜むということで、これも午前9時から午後5時までということで、現在の総合会館にありますサロンの移設。面積的には約3倍ぐらいになりますけれども、そういったところごさいます。屋外に、見ていただけたかと思うんですけれども、専用の庭を持っておりますので、安心してお子さんを遊ばせることができるというような空間ごさいます。

こちらにつきましても、国・県の補助金を活用しまして、子育て親子の交流とか、相談支援を行います地域子育て支援拠点事業、こういったものを新たにに取り組むことにしております。

また、これまでは平日のみでございましたけれども、子育て健康プラザへの移転ということでございまして、土曜日・日曜日・祝日の午前中についても、9時から12時の間を拡大して開設をしたいというふうにごさいます。これは、市の直営ごさいます。

その他としまして、次の駐車場の関係に入りますけれども、駐車場料金の減免ということごさいます。

こちらにつきましては、認証を行うということで減免を行うということを以前も御説明したというところごさいますけれども、中にある各施設を1回利用していただくことで、1回の認証につき2時間無料になります。ということで、最初の1時間が無料ごさいますの

で、1回の認証、ここに例がございませけれども、例えば児童センターのみを利用された場合は、窓口で認証を受けていただくと3時間まで無料、またその後の中にあるレストランで食事をするとかいう形で、レストランで認証を受けられた場合は、さらに2時間プラスしまして5時間まで無料ということでございますが、いろんな事業の調査をしまして、保健センターの事業であるとか、先ほどの絆る〜むの御利用の状況などを見ますと、ほとんどの事業、あるいはほとんどの方が3時間以内に御利用になっているというようなことも調べまして、このような設定にさせていただいております。

次のページに、この駐車場の設置及び管理に関する条例の施行規則ということで、条例制定について説明させていただいたときに施行規則でその他定めるということでお話をしておりますけれども、それについて記載させていただいております。

ここでは特に第3条のところ、供用時間ということで規則で定めるとしていたことなんですけれども、ここにつきましては入・出場できる日ということで、休日の日を除くという表現ですけれども、第1土曜日と年末年始を除く日としておりまして、入場・出場ができる時間が午前8時から午後9時半までということで、施設の開館前後30分を加えるということにしております。

あと、第4条、5条、6条につきましては駐車券のことについて書いておりまして、第7条のところ、今御説明しました使用料の減免について表示をしております。

そして、裏のページにつきましては、第8条で損傷、駐車場の施設などを損傷したときは届けてくださいというようなことを定めておりまして、第4条関係の駐車券の様式などを定めるといったことが施行規則ということになっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（亀谷 光君） 済みません、せんだって現場を見させてもらったときの原図をちょっと持ってこなかったのが申しわけないんですが、西棟の2階の表記のないスペース、これ、上2つなんですけれども、これはどうなっているのかな。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 済みません、説明が足りず申しわけございません。

西棟2階の、まず研修会議室の上の部分のちょっと濃いグレーのところにつきましては、先ほどお話ししました中央児童センターの遊戯室の吹き抜けの部分ということになります。

それから、反対側の薄いグレー全体、階段マークから上の部分ですけれども、ここが先ほどお話ししました専用の相談室5室、それから印刷室とか倉庫ですね、そういったものがここになります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それではほかに。

○委員（富田牧子君） 2つほどあるんですけれども、まず初めにみんなの書齋というネーミングはちょっと古臭いというか、何かお年を召した方しか来ないような、ちょっと残念なネーミングなんですけど、前にブックカフェと言っていたほうがよっぽど今風だと思うんです。

けど、このカフェという部分が抜けたということは、ここでは飲食したりして本を読むということはだめということですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） ブックカフェとしますと、ここでコーヒーを出してもらえようようなそんなイメージを持たれてしまうということで、ちょっとあえて外させていただいています。

それで、飲食については依然可能でございますので、基本的にこの施設の中では飲食を禁止するという、健康スタジオなんかはちょっと管理上の問題がありますけれども、それ以外につきましては特に制限を設けないように今は考えておりますが、ただ場所だけは、児童センターであればこの場所で食べていただくとか、絆る～むはここで食べてくださいねというようなスペースは限らせていただきますけれども、そういった考えでおりますので、飲食はこのブックカフェにかかわらず、先ほどのラウンジとかそういったところでお持ちになったものを食べていただくとかといったことについては差し支えないと思っておりますし、このレストランのほうでもテイクアウトするようなものの販売も計画されているようですので、ぜひそういうのも持ってきていただいて、こちらでゆっくり飲んでいただければというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） そうすると、書斎というイメージだと、こうやって縮こまってちゃんと正しい姿勢で読書をしなきゃいけないような感じがするんで、もうちょっとこうリラックスしたような感じのネーミングはなかったのかしらと思いますけど、何でこれに決まったんですかね。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これについては内部でいろいろ協議をしましたがけれども、やはり余り横文字的なものばかりというのも変ですし、やっぱり逆に言うと、逆にリラックスしていただきたいという意味で、みんなの書斎、誰もが使える書斎ですよというような、そんな家の中にあるような、逆に我々としてはリラックスしていただけるかなということでこのように決めております。

○委員（富田牧子君） 済みません、4ページのところに絆る～むは市の直営ということになっておりますけど、ここにはどういった職種の人がどれぐらい配置をされるんでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） ここは今も既存でやっておりますけれども、子育て経験のある方であるとか、保育士の経験、資格を持ってみえる方とか、特に資格ということでは制限はしておりませんので、そういう子育てに関心があるという方で、現在4名で運営をしておりますけれども、また土・日、祝日の開設ということでございますので、現在新たに職員の方の募集をかけておまして、また新たに4名ほどを今募集しているところでございます。以上でございます。

[平成30年3月9日教育福祉委員会において、絆る～むの職員は保育士・教員免許をお持ちの方、子育て支援員講習の修了者が対象であると発言の訂正があった]

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はお願いします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

なければ、これで終わりにしたいと思います。

よろしいですか。

[「はい」の声あり]

それでは、この案件についてはこれで終了といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時13分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項3. 地域生活支援事業についてを議題といたします。

基幹相談支援センターの業務内容等について執行部の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○福祉課長（大澤勇雄君） 基幹相談支援センターについて御説明をさせていただきます。

障害者自立支援費の中の地域生活支援事業は、障害者が地域の中で能力や適性に応じて日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具の給付事業などを行っております。

今回、市の障害福祉系の窓口にて、平成30年度基幹相談支援センターの設置をすべく障害者に総合的な相談体制を充実し、障害のある方に寄り添う体制を整えてまいりたいと思ひます。

基幹相談支援センターの主な役割は3つあります。

1つには、障害者の解決困難な相談。複数の課題を抱える事例、複数の機関が対応するような事例、また方向が定まらないような事例などを担当いたします。

それと、2番目に、地域の相談支援体制の強化として、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、自立支援協議会の運営、また地域の指定相談支援事業所と連携して、定期的なケース会議等を検討してまいりたいと思っております。

3番目に、地域の体制整備事業といたしまして、親亡き後の入所・入居に向けての体験の機会や場の整備を求められており、市内及び近隣の市町村の事業所と協議を進め、短期入所やグループホームの体験利用ができるように努めてまいります。

また、基幹相談支援センターの予算については、基幹相談支援センターの主な委託といたしまして、社会福祉協議会に委託いたします。それと、中濃圏域の5つの相談事業所に基幹相談の支援機能として委託を行います。

財源といたしましては、国の生活支援事業、基幹相談支援センター機能強化等で、国が2分の1、県が4分の1の統合的な補助金が見込まれます。

県内では、基幹相談支援センターの設置については、平成28年度までに岐阜市、大垣市、大野町が設置しており、平成29年7月からは各務原市が委託によって開設しております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

では、質疑のある方はお願いします。

○委員（富田牧子君） 社会福祉協議会へ委託するというお話もありましたけど、これができることによって、例えば可児市の市役所の窓口のところですね、それでこの基幹相談支援センターとしてその専任の仕事を行うという人は特別ふえるんですか、どうなんですか。

○福祉課長（大澤勇雄君） 基幹相談支援センターについては、専門的な相談支援専門員というような資格を持った職員が来ていただくことになりまして、また市のほうでも今精神保健福祉士とか、また保健師等は配置しておりますので、そういった中で業務を切り分けながらやっていこうと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はお願いします。

○委員（富田牧子君） それで、社会福祉協議会へ委託というのは、具体的には市へ来たら窓口はあるんですよね。委託という意味がちょっとわからなかったんですけど、さっきの説明の中で。

○福祉課長（大澤勇雄君） 基幹相談についての社会福祉協議会への委託については、日常的な相談業務を市の指示を受けずに独立して相談事業を行うというようなことで、また困難事例については、適宜、また先ほどバックアップ機能というか、複数の相談事業所と協力しながら対応できるようにしてまいります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はお願いします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

なければ、これで終わりにしたいと思います。

それでは、次の報告事項に移ります。

次に、報告事項 4. 地域包括ケアシステムの進捗状況及び今後の対応等についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 地域包括ケアシステムの進捗状況と今後ということで、資料のほうは4番をごらんください。

地域包括ケアシステムということで大変大きな範囲のことでございますが、きょう御説明するのは、その中で医療・介護の連携、在宅医療・介護連携、それから生活支援体制の整備、それから介護予防の事業の取り組み、それから裏面に参りまして、地域支え合いの状況と総合事業のサービスのところの現在の状況を御説明させていただきます。

初めに、表面の在宅医療・介護連携のところです。

今年度、4月に講演会を実施いたしまして、多職種の方に御参加をいただきました。その

内容も受けまして、7月に関係者によるワンコインパーティーというようなことも含めてやりました中で、プロジェクトチームというものを立ち上げました。平成30年2月までに7回の会議を実施してまいりましたが、その中で主な取り組みとしまして、ここに書いてございますような医療・介護連携シートを平成29年11月から、ケアマネジャーから医療機関というような流れですが、運用を今しているところでございます。その結果を今年度まとめて本格的に導入をしていこうということを思っております。

それから、今後、今すぐという取り組みはなかなか難しい面がございますが、在宅医療、介護の専門職からの相談であるとか、一般市民からの在宅医療に対する相談ができるような相談室、そこにおける職員というようなことの検討であるとか、市民啓発、フォーラム等を、平成30年度、順次行っていきたいというふうに思っております。

それから、生活支援体制整備のところですが、第一層協議体というところに書いてございますが、本年度はプロジェクトチームの会議が合計12回、それからこの第一層協議体全体の中で8回の会議を行ってまいりました。それで、機運づくりというようなところで、さわやか福祉財団でありますとか、全国コミュニティライフサポートセンターなどとも相談をさせていただきながら、先週の土曜日にフォーラムを開催したところでございます。a 1 aの小ホールが入り切れないというぐらいな盛況ぶりです。大変ありがたく思っております。また、参加された方の声なども今まとめているところです。

それから、地域の支え合い活動を紹介するような冊子をつくって、たまたまタイミングが合いましたので、フォーラムのところで皆さんにお配りをしたりしてまいりました。

それから、地域の二層協議体の設置に向けての取り組みですが、社会福祉協議会と相談をする中で、まずは地域福祉懇話会を全地域でやってみようということで本年度の方針を定めまして、ここに14地域中11地域で開催と書いてありますが、実はきょう、あすで13の地域が終わります。3月に1地域が残るということで、一応とりあえずの1回はということで進めてまいりました。これが継続していくこと、それからまた自発的な話し合いの場というふうになるように参加者を考えたり、開催内容を考えたりしながら、次年度以降進めていきたいというふうに思っております。

それから、予防事業のところですが、平成28年度に初めて認知症予防教室という6カ月の教室を開催しました。市役所のほうでこれはやりましたが、平成29年度におきましては地域へ出ていこうということで、桜ヶ丘と帷子、年間半分ずつで教室を開催している途中です。それぞれこの6カ月が終わって、終わってしまっただけではないので、そこでお集まりの皆さんが継続して楽しみながら、運動をしながらやっっていこうということで、継続していくようにということで桜ヶ丘も継続をしております。帷子についても、同様にしていきたいと思っております。

平成30年度は、ここに書いてありますように、また別の広見東、春里のほうへ出かけていく予定です。

それから、これに関連してですけれども、まちかど運動教室という命名をしておりますが、

認知症予防教室で学んだ椅子に座ってできるような簡単な運動なんですけれども、これをいろんな地域に広げていこうという取り組みをしております。平成28年度の市役所で開催しましたところを受けて、若葉台、それから広見ではもう地域で展開をしていただいておりますので、可児川苑、やすらぎ館といった公共施設で4月から始めました。その後、若葉台のものを見られて、光陽台でもやってみたいということで展開を広げておりますし、下恵土の古市場、それから今渡は秋から始めているということでございます。

この2月、3月にかけてはここに書いてありますような4地区でもお声かけをしたところ、ぜひやってみたいということですので、デモの会場を設けていきます。

平成30年度では、7会場ほどもっとふやしていこうということで、予算措置をお願いしているところでございます。

それから、サロンへの専門職の支援ということで、元気はつらつというのは理学療法士を派遣しておりますし、お口すこやかは歯科衛生士、あるいは歯科医師にサロンへ2回、あるいは3回派遣をしまして、地域のサロンへの支援をしているところです。

新年度は、加えて3つから5つぐらい追加をしていきたいなというふうに思っております。裏面のほうをお願いします。

地域で支え合い活動をされる団体への助成の状況です。

平成27年度に補助金の制度を一部改正しまして実施しておりますが、ここの表に書かせていただきましたように、登録団体、あるいは活動団体、少しずつですけれども、ふえてきているという状況でございます。

総合事業の中で住民主体サービスというものがございしますが、これをどう考えるかというところについて、冒頭説明しました第一層協議体というところで今年度議論をしてみました。それで、結論としまして、ここで支え合い活動で活動をしていただいている団体に、地域包括支援センターとの情報連携というようなところをお願いできるところは平成30年度から順次していこうということで、補助制度を平成30年度から少し変えていこうということで現在進めております。

それから、最後に総合事業のサービスですが、ここに表で上げさせていただきましたのは、まず対象者は直近の数字ですが、268名ほどがチェックリストで要支援認定を受けずにこのサービスの対象となっている方でございます。事業所はこの表にあるとおりで、以前、この委員会で御説明させていただいたときよりさほど変わっていないかと思えます。

ただ、利用者数につきましては、特に通所型のサービスAという一番下のところが、4月以降開設された事業所で非常に積極的な展開をしていただいております、通所型サービスのサービスAというところに通ってみえる方がぐっとふえまして、現在200名ほどということでございます。給付費も少し予算を上回る予測が出ておりますので、この3月に補正をお願いするというところで考えております。

状況として、以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方はお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 表のところの相談室の設置検討という、相談室というのは地域包括支援センターが今6カ所あると、それぞれってもう相談室ってあるんじゃないですか。そのほかに、もっと細かく何かその相談室の設置を検討しておるという意味ですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） これはまだ検討に入っているわけではないんですけども、地域包括支援センターでももちろん相談業務には応じていきますが、どちらかという病院と在宅の診療所ですね、そういったところのつなぎでありますとか、ケアマネジャーがどこの医療機関に相談したらいいんだろというようなことを、医療の知識の多い方に相談員になっていただいて、相談できるようなものをつくっていくといいんじゃないかということで、まだ構想段階でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

なければ、この件を終了したいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、次の報告事項に移ります。

それでは、報告事項5番、国民健康保険特別会計についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） 平成30年度国民健康保険事業特別会計予算（事業勘定）の変更点について説明させていただきます。

今回は、平成30年度から国保の都道府県化に伴いまして事業勘定予算の科目変更がありましたので、変更点について説明させていただきます。

予算内容は、2月22日の予算決算委員会で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

資料は5-1、制度改正に伴う国民健康保険事務の概要と、資料5-2の国民健康保険事業特別会計予算事業勘定を使って説明させていただきます。

まず、資料5-1の国民健康保険事務の概要でございます。

表では、制度改正前により区市町村の役割がどう変わるかと、被保険者の方の影響を記載しております。

県の役割は、従来制度では各市町村の補助金申請に基づき、保険給付費や特定健康診査事業に対して国及び県の公費を交付しておりました。また、保険税、保険料については各市町村が独自で賦課をしていたため、保険税、保険料水準の比較がなされておりました。

制度改正後は、県は表にもありますように、大きく4点の役割を担います。

1点目は、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、財政安

定化基金を運営することとなります。

2点目は、県下標準的な算定方式によりまして、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表いたします。

3点目は、県は療養給付費に必要な費用を全額市町村に支払いますと同時に、市町村の保険給付費の点検を実施いたします。

4点目は、県は市町村の保健事業に必要な助言や支援をいたします。

一方、市町村の役割は、従来制度では保険給付費の高騰に対する財政リスクの対応や、保険給付費を算定し、必要保険税を独自で賦課・徴収してまいりました。制度改正後は、県が決定いたしました国保事業費納付金を納付いたします。県に納付した後は、保険給付費の高騰に対し県が対応するため、各市町村の財政リスクはなくなります。

また、県が示しました標準保険税率を参考に保険税率を決定し、保険税の賦課・徴収を行うこととなります。

表の最後でございますが、被保険者の方への影響でございますが、まず保険証が各市町村名であったものが岐阜県名となります。

次に、国民健康保険制度には高額療養費制度がございます。この制度は、医療機関や薬局等でかかった保険適用医療費の一月の自己負担が一定額、これを自己負担限度額と申しますけれども、超えた場合には、自己負担限度額を超えた金額を支給するというものでございます。

表の下をごらんいただくと、制度改正に伴う高額療養費制度の多数回該当について説明したものでございます。

この多数回該当は、過去12カ月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額が引き下げられるものでございます。

この例は、70歳未満で所得が210万円以下の世帯の例示でございまして、一月の自己負担限度額は5万7,600円、4回目以降になりますと、自己負担限度額は多数回該当で4万4,400円ということになります。

これまでですと、この表の上のほうでございましてけれども、6、7、8月で3回高額療養費の該当があり、次の月から多数回該当になるはずでございましたけれども、8月に他市町村へ転出されたことにより、多数回該当のカウントがリセットされておりました。転出先の市町村で9月、10月、11月と3回高額療養費の該当となり、4回目の12月に初めて多数回該当となっていました。しかし、今般の制度改革により、県内他市町村への転出の場合、転出前市町村のカウントが転出先の市町村へ引き継がれ、9月から自己負担限度額が引き下がるということになります。

次に、5-2の資料の事業勘定予算をごらんください。

この資料は、国保の運営協議会で報告した資料でございます。

国保の都道府県化に伴いまして、県内市町村の国保事業運営にかかわる安定的な財政運営を図るべく、都道府県が財政運営の責任主体となります。そのため、都道府県に国民健康保

険の特別会計が設置されます。

これまで、国の公費等は各市町村に直接交付されておりましたが、都道府県に特別会計が設置されたことにより、当該分は都道府県に交付されることとなります。都道府県は、それぞれの都道府県全体の保険給付費等に必要な額から国等の公費を差し引き、都道府県全体の納付金必要額を算出いたします。各市町村の医療水準、応益応能シェア等により各市町村に案分請求することとなります。都道府県は、その納付金や国等の公費を財源に、各市町村に必要な保険給付費の全額を保険給付費等交付金として各市町村に交付いたします。

また、都道府県は納付金から後期高齢者支援金、介護納付金を診療報酬支払基金に支払うこととなります。

これらの都道府県化にかかわるキャッシュ・フローの変更によりまして、歳入歳出の科目構成が大きく変わります。

歳入では、科目3で都道府県支出金の①保険給付費等交付金が新設科目となります。科目8の市町村債以降の国庫支出金から共同事業交付金までが廃目となります。

裏面でございますが、歳出では、科目3国民健康保険事業納付金が新設科目となり、7予備費以降の後期高齢者支援金等から共同事業拠出金までが廃目となります。

また、これまで市町村は急激な医療費の増加等の財政リスクに備えまして予備費を多目に予算化しておりましたが、市町村が納付金を県に納付した後は県が医療費等の財政リスクを負うこととなりますので、市町村の財政リスクが軽減されたことにより、科目7の予備費が圧縮されております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑がある方はお願いいたします。

○委員（出口忠雄君） ありがとうございます。

余りようわからんのですけど、単純に国民保険税の負担している割合が減るのか、変わらないのか、実際に納めるほうの立場として。

○国保年金課長（高木和博君） 先ほども言いましたように、納付金というふうにならなくなって岐阜県全体で保険給付費がはじき出されれば、必要な額が出るわけですけど、そこから国からの公費等を引いたものに各市町村の医療費水準、それから所得水準を見て加味して納付金が決まってくるので、県全体の医療費が大幅に上がる年があれば納付金もそれに連動して上がりますし、県全体の医療給付金が下がればそれに応じて下がってくるということで、今回第1回目の納付金でございますので、ちょっと二、三年間様子を見ないと、納付金についてはちょっと先がわからない状態です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方は。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

済みません、議会運営委員会で、国保の税条例ですか、議案として議会運営委員会のほう

で説明がありましたけど、それってきょうはいいですか。この予算にどう反映されてくるかというのとは。

○福祉部長（西田清美君） 今、委員長がおっしゃったように、国保の税率等について絡むもんですから、それは議案として国保税条例の一部改正というふうに上げてありますので、余りここで説明をして審議に入らないほうがいいかなということで、説明を省略いたしました。

○委員長（伊藤 壽君） 質疑はしませんが、どういうふうに反映されておるのかなという、その辺の概要をちょっと説明していただければと思います。きょうは議会運営委員会のほうでもう議案説明を受けましたので、議会運営委員会の委員は。

それはちょっと難しいですか、まだ。

○福祉部長（西田清美君） 反映というと、どういう説明をしたらよろしいんでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） 保険税のあたりに、保険税で反映してくると思うんですけども、これは減額になっていますんで、約2億2,700万円ですか。この辺の関係等はどうか出てくるのかというのは、実質額として。

よろしいですか、なければ。説明が難しければ、またそれなら……。

○福祉部長（西田清美君） 非常に、説明がそれはちょっと複雑多岐にわたりますので困難だと思えますけれども、基本的に、今回納付金が平成29年度の賦課と比較してどうかという観点でいきますと、平成29年度の税率で賦課をした場合は、若干、二千数百万円ほど足りなくなります。

それ以上はちょっと、かえって仕組みが難しいかなと思いますので。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、以上で報告事項は終わります。

特に、その他、そのほか何もなければこれで終わりたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、済みません。以上で本日の案件は全て終わりました。

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。ありがとうございました。どうもお疲れさまでございました。

閉会 午後3時43分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 2月15日

可児市教育福祉委員会委員長